

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

公 告

○本誌の公表

(第 2 頁)

公 告

○平成二十三年五月十三日専決処分した平成二十三年度宮城県一般会計予算の歳入及び次のとおり
である。

平成二十三年六月二十八日

宮城県公報 第 2 頁

平成23年度宮城県一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		193,700,000	288,294	193,988,294
	1 地方交付税	193,700,000	288,294	193,988,294
9 国庫支出金		233,366,772	8,406,850	241,773,622
	1 国庫負担金	201,467,053	7,994,400	209,461,453
	2 国庫補助金	30,215,491	412,450	30,627,941
14 諸収入		156,768,364	3,625,448	160,393,812

	4 受託事業収入	57,290,970	3,625,448	60,916,418
15 県債		132,797,433	7,009,200	139,806,633
	1 県債	132,797,433	7,009,200	139,806,633
歳入合計		1,095,342,540	19,329,792	1,114,672,332

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		86,989,151	19,329,792	106,318,943
	3 東日本大震災災害復旧費	83,668,974	19,329,792	102,998,766
歳出合計		1,095,342,540	19,329,792	1,114,672,332

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
災害復旧費	22,923,500	1 30年以内償還(据置)を要する借入先がある人条とこれにより財政上の都合により償還短縮し、又は低利とする。	29,932,700	1 償還(据置)を要する借入先がある人条とこれにより財政上の都合により償還短縮し、又は低利とする。
		2 償還(据置)を要する借入先がある人条とこれにより財政上の都合により償還短縮し、又は低利とする。		2 償還(据置)を要する借入先がある人条とこれにより財政上の都合により償還短縮し、又は低利とする。
		1 証書又は証券の発行に要する費用は、当該地方団の発給した借入証書の発行に要する費用を以て償還する。		1 証書又は証券の発行に要する費用は、当該地方団の発給した借入証書の発行に要する費用を以て償還する。
		2 借入証書の発行に要する費用は、当該地方団の発給した借入証書の発行に要する費用を以て償還する。		2 借入証書の発行に要する費用は、当該地方団の発給した借入証書の発行に要する費用を以て償還する。

		格面をり、格格めなを限に類す。年繰で 行差を必全それの類に類す。年繰で 行差を必全それの類に類す。年繰で					
計	132,797,433	行差を必全それの類に類す。年繰で 行差を必全それの類に類す。年繰で	139,806,633				